

忠岡町不育症治療費助成事業申請(請求)書

忠岡町長 様

関係書類を添えて、下記のとおり不育症治療費の助成を申請(請求)します。

忠岡町不育症治療費助成事業実施要綱第2条に規定する対象者の要件に該当するかを判断するため、住民基本台帳、忠岡町町民税、忠岡町固定資産税及び忠岡町軽自動車税を照会すること並びに本申請書記載事項についての状況確認が必要な場合や、助成の適否を判断するために必要な場合は、他の自治体及び医療機関等へ照会することについて同意します。

また、申請(請求)書及び添付書類の記載内容は事実と相違ありません。虚偽が発覚した場合は、助成金の返還等忠岡町の指示に従います。

※ この申請書は、忠岡町において交付決定した後は、請求書として取り扱います。

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日生(満 歳)	
	氏名			(署名又は記名押印)		
	住所	〒 -		電話番号	()	
配偶者	ふりがな			生年月日	年 月 日生(満 歳)	
	氏名			(署名又は記名押印)		
	住所	〒 -		電話番号	()	
婚姻種別		法律婚・事実婚				
医療保険種別		本人	保険者名称		配偶者	保険者名称
申請金額		不育症治療に要した費用			助成金申請額(5万円を限度とします。)	
		円			円	
不育治療助成実績		年度	年度	年度	通算()回	
		年度	年度	年度		
振込先口座(申請者名義)	金融機関名		銀行 信組		支店	本店
			信金 農協		出張所名	出張所
	預金種別		普通 当座		ふりがな	
				口座名義人		
口座番号						(左記記入)

町記入欄

住民登録の有無	申請者 有・無 / 配偶者 有・無		法律上の婚姻関係の有無		有・無
妻の年齢要件	該当・非該当	町税の完納要件	完納・滞納有	回数要件	該当・非該当
助成対象治療費	円			助成金額	円

(裏面もご覧ください。)

申請書記載にあたっての留意事項

- 添付書類（書類をご用意いただく際にかかった費用は、自己負担となります。）
 - (1) 忠岡町不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
 - ※ 治療終了後、受診した医療機関で証明を受けてください。
 - (2) 医療機関が発行した治療に係る費用の領収書等治療に係る費用の支払いが分かる書類
 - (3) 夫婦の健康保険証又は医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であることが分かる書類
 - ※ 健康保険証で治療期間中及び申請日時点で被保険者、組合員又は被扶養者である必要があります。
 - (4) 振込先を確認できる預金通帳又はキャッシュカード等の写し（申請者名義のもの）
- ◇ 上記のほか、状況に応じて下記の書類が必要になります。

<法律婚の場合>

- ① 法律上婚姻をしている夫婦であることが分かる書類（戸籍謄本、住民票等）
 - ※ 発行3カ月以内のものに限ります。
 - ※ 忠岡町で法律婚を確認できる場合は、不要です。

<事実婚の場合>

- ① 重婚でないことを確認できる書類（両人の戸籍謄本又は戸籍抄本）
 - ※ 発行3カ月以内のものに限ります。
- ② 世帯の状況が確認できる書類（両人の住民票等）
 - ※ 発行3カ月以内のものに限ります。
 - ※ 忠岡町で確認できる場合は、不要です。
- ③ 事実婚関係に関する申出書（様式第3号）
 - ※ 両人が別世帯となっている場合、理由の記載が必要です。
 - ※ 出生した子について「認知」を行う意向があることの記載が必要です。

<助成回数をリセットする場合>

- ① 忠岡町不育症治療助成回数リセット申出書（様式第4号）
- ② 不育症治療費助成を受けた後に出産したことが分かる書類（子の住民票又は戸籍謄本等）又は妊娠12週以降に死産に至ったことを証する書類（死産届の写し等）
 - ※ その他、状況に応じて書類を求める場合があります。

- この申請による助成については、法律上の婚姻関係を要件とはしませんが、婚姻種別により提出書類等が異なるため、その種別について記載してください。

- 添付書類は原則、一緒に提出してください。

- 申請内容に虚偽の記載をするなど不正な手段をもって助成を受けたことが判明した場合、助成金を返還いただきます。

- 申請窓口は、保健センターです。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

本申請で取得した個人情報については、助成に関する事項以外には使用しません。